

## 南部町・南部川村合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 南部町と南部川村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、南部町・南部川村合併協議会と称する。

### (協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次の事務を担当する。

- (1) 南部町と南部川村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、南部町と南部川村の合併に関し必要な事項

### (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、日高郡南部町大字芝265番地の1に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条第1項第1号の規定に定める委員のうちから南部町と南部川村の長の協議によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 南部町と南部川村の長
- (2) 南部町と南部川村の議会の議員
- (3) 南部町と南部川村の職員
- (4) 学識経験を有する者

- 2 前項第2号から第4号の委員は、南部町と南部川村の長が協議して選任する。
- 3 第1項第4号の委員のうち南部町と南部川村の長が協議により定めた者について、その委員が事故又は公務により協議会に出席できないときは、会長は委員の代理を認めることができる。
- 4 委員は会長が委嘱し、非常勤とする。

### (会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるとき

は、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、必要に応じて、学識経験者、県職員、南部町と南部川村の職員等に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(議長及び副議長)

第9条 会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、第7条第1項第2号に定める委員の互選によりこれを定める。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(専門委員会)

第10条 協議会は、担任する事務の一部について調査又は協議等を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(行政調整会議)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整等を行うため、協議会に行政調整会議を置く。

2 行政調整会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、南部町と南部川村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、南部町と南部川村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の負担金は、南部町と南部川村で均等に負担するものとする。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納の監査は、南部町と南部川村の監査委員各1名に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びにこれらの支給方法等については、会長が会議に諮って別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成14年11月12日から施行する。